

県職員公舎受水槽清掃委託特記仕様書

1 一般事項

- (1) 本委託は、受水槽の「水道法」第34条の2第1項に基づく点検清掃を実施するものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築保全業務共通仕様書 令和5年版』を適用する。

2 委託内容

(1) 委託範囲

別紙「清掃対象公舎受水槽一覧」に掲げる各水槽の清掃及び点検を行う。

(2) 委託実施時期

契約締結の日から令和7年11月28日まで

※清掃を実施する前に、関係住居に断水予定のポスティングを行うこと。

3 点検清掃開始前提出書類

(1) 建築保全業務計画書

(2) 業務責任者通知書

(3) 健康診断、検便検査結果報告書

作業従事者（予定者を含む）全員分について、契約後の検便及び健康診断等の結果を報告し作業に支障が無いことを確認した上で従事させること。ただし、水道法第21条に基づく健康診断等を実施している場合はその結果をもって報告に代えることができる。（直近の健康診断書類の写し）診断項目等については次のとおりとする。

- 一 水道法に基づき、病原体がし尿に排泄される伝染病及び各種下痢腸炎などの健康診断
- 二 病原体検索は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌を対象とする。

4 点検清掃終了後提出書類

(1) 委託業務完了通知書

(2) 委託業務点検実績報告書

(3) 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による水質検査報告書

（11項目：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度）

(4) 作業写真（作業前、作業中、作業後、その他指摘箇所）

5 業務担当者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号の規定に該当する者を業務担当者として配置すること。

6 留意事項

点検中に異常が見られた場合は、別途協議するものとする。